

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から5年10月31日まで  
② 平成13年4月1日から14年10月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間と比較して低くなっている。申立期間①当時は同社の取締役であったが、経営については代表取締役が行っていたので、正しい記録に訂正してほしい。

また、B社で代表取締役であった申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額も同様に相違している。申立期間②に係る標準報酬月額も正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年10月31日）の後の平成5年11月12日付けで、8万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社におけるもう一人の取締役においても、申立人と同様に平成5年11月12日付けで標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①及び上記標準報酬月額の減額訂正時において、取締役であったことが確認できるものの、他の取締役及び複数の同僚の供述から、申立人は、同社の専務取締役であったが、社会保険事務を行う権限を有していなかったことがうかがえる。

また、事業主は、社会保険料の滞納があったために社会保険事務所に相談に行ったところ、事業主の標準報酬月額を引き下げの話聞いて、言われるままに書類に押印をしたが、滞納保険料の処理の仕方についてよく理解していなかった旨供述している。

さらに、当時の顧問社会保険労務士事務所の担当者は、代表印は事業主が管理しており、申立人は社会保険事務手続に関与していなかった旨供述している。

以上のことから、申立人は、当該標準報酬月額減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成14年10月30日）の後の平成14年10月31日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②及び上記標準報酬月額減額訂正時において同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、当該期間当時、B社の経営状態が悪く、社会保険料を滞納していたために、社会保険料の納付について社会保険事務所から督促状が来ていた旨供述している。

さらに、申立人は、当時、社会保険事務所に対して、標準報酬月額減額に係る届出を行ったことや、相談したことについて覚えていない旨主張しているものの、B社の従業員は、社会保険事務は事業主の申立人が行っていたと思う旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額減額に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額減額訂正に係る処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が、保管している給料支払明細書の内容と相違している。給料支払明細書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会を行ったものの回答が得られず、A社は既に倒産している上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 26 年 3 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、同年 11 月 1 日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 8 日から同年 11 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事原簿では、「15 年 4 月 4 日事務見習、26 年 1 月 1 日無給休職、26 年 3 月 8 日復職、26 年 10 月 31 日退職」と記録されており、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、上記人事原簿の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 1 月 2 日まで及び同年 3 月 8 日から同年 11 月 1 日までであると回答している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格喪失日が昭和 26 年 1 月 2 日と記載された被保険者名簿の備考欄に、「26. 3. 8 再入社」と記載され、資格取得日の欄に再度同日付けで資格取得の記録が記載されていることが確認できるが、資格喪失日が記載されていないことから、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和 26 年 3 月 8 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、B社から提出された人事原簿の記録及び同社の回答から同年 11 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 23 日は 30 万円、17 年 12 月 9 日は 27 万円、19 年 12 月 25 日は 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 17 年 12 月 9 日  
③ 平成 19 年 12 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳にお

ける保険料控除額及び賞与額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は28万円、賞与額に見合う標準賞与額は27万円であることから、27万円とすることが妥当であり、申立期間③の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は19万5,000円、賞与額に見合う標準賞与額は20万円であることから、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年11月24日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 23 日及び 17 年 12 月 9 日はそれぞれ 30 万円、19 年 12 月 25 日は 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 23 日  
② 平成 17 年 12 月 9 日  
③ 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳にお



ける保険料控除額及び賞与額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は30万円、賞与額に見合う標準賞与額は30万9,000円であることから、30万円とすることが妥当であり、申立期間③の標準賞与額については、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は19万5,000円、賞与額に見合う標準賞与額は20万円であることから、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年11月24日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成5年12月18日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、申立期間の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から同年12月18日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成5年12月18日であった資格喪失日が、一方的に同年10月31日に変更されているので、元の記録に訂正し、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、平成5年12月18日と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月31日より後の6年4月27日付けで、遡って5年10月31日に訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成6年4月27日付けで申立人と同じ遡及訂正処理が行われている者が28人確認できることから、5年10月31日において、A社は適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、同日に同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日を平成5年10月31日とする処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年12月18日に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る当該訂正処理前の記録から、34万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年6月16日、資格喪失日に係る記録を23年5月27日とし、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月16日から23年5月27日まで

A社(昭和23年6月1日にA社から分離してB社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社発行の辞令とB社発行の在職証明書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在職証明書及び同社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和22年6月16日付けA社発行の辞令によると、「2級雇員ニ採用ス」と記載されているところ、同社経営管理室人事部人事課は、「昭和33年11月16日時点で、2級雇員が社員であったことは確認できたので、申立期間においても社員であったことが推測される。」と回答していることから、申立人の身分は同社の正社員であったことが認められる。

さらに、B社から提出された申立人に係る人事記録によると、申立人の職名は守衛と記載されているところ、同人事記録により申立人と同じ職名であることが確認できる3人の従業員は、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が記載されており、3人とも人事記録で確認できる入社日には厚生年金保険を資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の人事記録及び辞令において確認できる日給から、100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無い場合、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年6月から23年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月31日から同年12月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録によると、同社は平成10年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同年12月1日に再度新規適用事業所となるまで、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、申立人から提出された平成10年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立期間前後のオンライン記録の標準報酬月額(19万円)を基に厚生年金保険料額を算出した、ほぼ8か月分であることが確認でき、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が同年は7か月であることから、1か月多く控除されていたことがうかがえる。

また、申立人と同期入社で同じ業務内容、同じ勤務形態であり、申立期間当時、A社に継続して勤務していたとする同僚から提出された平成10年分給与所得の源泉徴収票によると、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から算出される厚生年金保険料額は、申立人と同じくほぼ8か月分であることが確認できる。

さらに、上記同僚が保有するA社に係る給与明細書によると、平成10年10月分及び同年11月分の給与から厚生年金保険料が控除され、同年12月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるところ、これについて、同社の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険料は当月控除であったが、11月分給与から誤って控除した分を12月分給与で調整したためと認識している。」と供述している。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は申立期間も法人事業所として登記が行われており、同社の事業主は、「申立期間も会社の経営は続けており、会社の経営状況は良好であった。また、A社を全喪させたのは、会社の組織変更に伴い、健康保険を国保組合に変更したためである。」旨回答していることから、申立期間も厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年9月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成10年11月1日から同年12月1日までの期間について、上記のとおり、申立人及び同僚から提出された同年分給与所得の源泉徴収票によると、ほぼ8か月分の厚生年金保険料控除額が確認できる上、同社の事業主も同年11月分の厚生年金保険料は控除していない旨の回答をしていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、平成15年6月及び同年7月は20万円、同年8月は28万円、同年9月は20万円、同年10月は26万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、17年1月は22万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月は36万円、18年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は22万円、同年6月は34万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は32万円、同年10月は22万円、同年11月は34万円、同年12月は32万円、19年1月は19万円、同年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は38万円、同年7月は20万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和57年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：①平成15年6月1日から19年11月1日まで  
②平成19年11月1日から同年12月1日まで

A社（後に、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を

改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給料支払明細書の保険料控除額から、申立期間①のうち、平成15年6月及び同年7月は20万円、同年8月は28万円、同年9月は20万円、同年10月は26万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は28万円、同年5月は32万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、17年1月は22万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月から同年6月は22万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月は36万円、18年1月は22万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は32万円、同年5月は22万円、同年6月は34万円、同年7月は26万円、同年8月は22万円、同年9月は32万円、同年10月は22万円、同年11月は34万円、同年12月及び19年2月は32万円、同年3月は34万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は38万円、同年7月は20万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成19年1月及び申立期間②の標準報酬月額については、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給料支払明細書を保有していないが、C社から提出された申立人に係る同年分の所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、同年1月は19万円、同年11月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①及び②当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料について過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役ではあったが営業担当常務であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年10月31日の後の同年12月1日付けで、53万円が9万8,000円に遡及訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の当時の代表者は、「申立期間当時、当社は経営不振で資金繰りに苦勞し、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から提案された標準報酬月額の遡及訂正処理に同意した。申立人の職務は、当社の標準報酬月額の改定について無関係の立場であった。」旨供述している。

さらに、A社の元従業員は、「申立期間当時、当社は資金繰りに苦勞し、社会保険事務所からはいつも督促状を受けていた。申立人の職務は、営業職の常務取締役であり、厚生年金保険の手続等には無関係の立場であった。」旨供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から23年5月まで  
A社(B社から社名変更)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間にA社又はB社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA社及びB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社及びB社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、申立人が記憶する事業主の氏名は姓のみのため、事業主を特定することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた、自身の兄及び工場長について、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、自身の兄及び当該工場長の氏名と一致する複数の者のいずれの者も、A社又はB社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の記録が従前の額に比べ長年にわたって減額記載されているが、当該期間は、同社の業務も安定してきた時期であり給与が減額されるようなことは無かった。事実と相違しているので、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、申立人も当該保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料を保有していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の会社の状況について、業務も安定してきた時期で給与が下がるようなことは無く、標準報酬月額が減額されていることはおかしい旨主張しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間を通して被保険者資格を有する従業員 72 人のうち、昭和 58 年 8 月の随時改定又は同年 10 月の定時決定のいずれかにおいて、申立人を含む 33 人の標準報酬月額が申立期間の前の標準報酬月額より減額されていることが確認できる上、申立期間内に標準報酬月額の減額が記録されている者は、当該 33 人を含む 49 人の存在が確認でき、約 7 割相当の従業員が当該期間内に一度は減額となっていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録には、社会保険事務所（当時）における誤記入や不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間内に標準報酬月額の減額記録を有する従業員一人から提出された申立期間に係る昭和 58 年 8 月分から平成元年 10 月分まで（昭和 58 年 12 月分を除く）の

給与明細書により、各月の厚生年金保険料控除額は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における当該従業員の標準報酬月額を基に算出される厚生年金保険料額（被保険者負担分）と全て一致していることが確認できる。

一方、標準報酬月額については、事業主からの被保険者報酬月額算定基礎届による定時決定又は被保険者報酬月額変更届による随時改定により変更となるが、上記従業員の場合、申立期間内における2回の定時決定及び3回の随時改定は、それぞれの対象期間となる3か月間の平均報酬月額とおおむね一致していることが確認でき、事業主の当該届出並びに社会保険事務所の当該標準報酬月額の変更に係る決定及びその記録が適正に行われていたものと考えられる。

また、上記従業員の給与明細書によると、A社では毎年4月に昇給が行われ、基本給（本給、勤務給及び職能給の合計額）は年々上昇しているが、各種手当の取扱いや職位の変更及び交通費計上月の相違等により月々の総支給額には個別の状況に応じた増減があるものと推測され、上記従業員については、申立期間内における標準報酬月額が二度にわたり減額となっていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額についても、同様な諸事情により減額となり、適正な届出に基づいて記録されたものとするのが相当である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案23126（事案20885の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月24日から40年4月1日まで  
② 昭和40年4月1日から41年3月1日まで

脱退手当金を受給していない旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、脱退の記載の記録には「脱」が存在しているとの回答を得たが、申立期間当時、妊娠によるひどい悪阻で、外出もままならず、脱退手当金については、申請した記憶も脱退手当金支給の書面を見た記憶も無い。退職当時に総務で社会保険関連事務をしていた従業員の氏名を思い出したので、もう一度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る脱退手当金の最終事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には「脱」の表示が記されていること、ii) オンライン記録上、申立期間後に申立期間と申立人が受給を認めている厚生年金保険被保険者期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月8日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社退職当時、総務で社会保険関連事務を行っていた従業員の氏名を思い出したとして、再度の申立てをしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、今回、申立人が氏名を挙げた従業員について確認したところ、同じ氏名の従業員は確認できなかった。

なお、同姓の従業員一人については確認できたところ、当該従業員は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することはできなかったものの、上記被保険者名簿によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日以前の昭和41年2月10日に資格喪失しており、申立人と同様に資格喪失から約3か月後の同年5月13日に脱退手当金を受給

していることが確認できる。

したがって、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から13年10月1日まで  
ねんきん特別便をきっかけに、標準報酬月額を調べたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、実際の給与支給額と相違していることが分かった。保管してあった給与明細書の一部を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、給与明細書が無い期間については、オンライン記録では申立期間の標準報酬月額が長期にわたり同額となっており、給与明細書のある期間の厚生年金保険料控除額よりも高い保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、同僚の給与明細書においても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 13 年 3 月 17 日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 12 年 3 月分を除き申立人から提出のあった申立期間の給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。なお、申立人は、平成 12 年 3 月分の給与明細書を保有していないが、その前後の月における保険料控除額が同額であることから、3 月分についてもこれらと同じ保険料控除額であったことがうかがえる。

また、A社の当時の代表者に照会を行ったものの回答が得られず、申立期間当時の標準報酬月額の出等等の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月から同年 9 月まで  
② 昭和 50 年 6 月頃から 53 年頃まで

A店で勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社のC店で勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの期間も調理の仕事で働いていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、同僚及び従業員の供述により、申立人が当該期間にA店で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A店は、平成 12 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているところ、同店の屋号を引き継いでいる現在のD社は、当時の資料は残っていない旨回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、当該期間にA店で勤務していた事業主の親族は、当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であるが、同店では職人の出入りも多く、すぐに厚生年金保険に加入させることは無かったと思われる旨供述している。

さらに、A店に係る健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿から当該期間中に資格取得している従業員に照会を行ったところ、同店に入店してから3か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。また、昭和 48 年に資格取得している、上記従業員を除く他の従業員で、申立人と年齢が近く、かつ、住所が判明した従業員及び上記同僚に照会したところ、4人から回答があり、いずれも試用期間については不明としているが、全員が2か月から9か月経過後に厚生年金保険に加入しているこ

とが確認できる。

加えて、上記同僚は、A店において厚生年金保険に未加入であった期間については給与から厚生年金保険料を控除された記憶は無いとしており、また、上記回答のあった従業員のうちの一人は、オンライン記録によると、同店において厚生年金保険に未加入であった期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の供述から、A店の入店時に厚生年金保険の手続に関して、申立人に説明をしたと思われる人物に照会したものの、回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、B社及び同僚の供述により、申立人が当該期間当時に「C店」で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人及び上記同僚はB社ではなく、E社において加入記録（申立人は昭和50年9月1日から52年4月20日まで、上記同僚は昭和51年5月26日から52年2月25日まで）があることが確認できる。

このことについて、B社は、当時「C店」は同社の親会社であるE社が出店及び運営していた店舗であったことから、同店で勤務していた者はE社の従業員として雇用されていた旨回答している。

また、適用事業所検索システム及びオンライン記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、また、B社についても適用事業所となったのは、申立期間②より後の平成4年3月1日であることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間②当時、E社と共に食品業界が運営するF健康保険組合に加入していたものの、厚生年金保険には加入しておらず、給与から控除していたのは健康保険料だけである旨回答している。

加えて、オンライン記録では、申立人は申立期間②を含む昭和49年4月から平成10年6月まで、継続して国民年金保険料を納付していることが確認できる上、「C店」で調理師として申立人と一緒に働いたとしている上記同僚についても、同店での勤務がうかがわれる期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 23137 (事案 17629 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 12 日から 37 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、同委員会から、A社との関わりはうかがえるものの、雇用関係の確認ができない、また、給与から保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、前回の調査で証言してくれた友人が、勤務に関する証言を変更し、今回は勤務を明確にすることができるので再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出されたA社において携わった建物物件リストの記載内容が具体的であることから、同社との関わりはうかがえるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していること、また、申立人が勤務期間を証言してくれるとした友人及び申立人が記憶している同僚は、申立人の勤務期間を記憶していなかったこと、さらに、申立期間当時の従業員9名は、いずれも申立人を記憶していなかったことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回証言した友人が証言を変更し、勤務期間を証言してくれるので、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、上記友人に再度連絡したところ、前回は、「申立人の当時の住所地に遊びに行ったのは、昭和 29 年頃だったと思う。」と供述していたが、今回は、「昭和 34 年 5 月に自分が転職した後も申立人の住んでいた所に遊びに行った記憶がある。そのとき、申立人はA社に勤務していたと思う。」と供述を訂正した。しかし、「同社における申立人の雇用形態や退職日に関しては、前回同様に知らない。」と供述

しており、当該友人の供述から、申立人のA社における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 12 月 30 日から 38 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録を訂正できないと通知があった。しかしA社で勤務した申立期間当時、勤務していたことは確かであり、前回調査した同僚2名について、再度、照会を行ってほしい。また、同社における複数の同僚を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、A社は、既に解散しており、事業主も所在不明である上、申立人が記憶している上司及び同僚は、既に死亡しており、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができないこと、また、複数の従業員に確認したものの、申立人を記憶している従業員はいなかったこと、さらに、同社の複数の従業員が、同社では3か月から1年程度の試用期間があったと供述しているなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、「A社で勤務していたことは確かであり、前回調査した同僚2名について、再度、照会を行ってほしい。また、同社における複数の同僚を思い出したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」としている。

このため、当委員会は、申立人が新たに思い出した同僚 11 名について照会したところ、そのうち1名の同僚は、「運転手であった私は、時期の特定はできないが、助手であった申立人と1年以上一緒にA社で働いており、申立人は、砂利を車に乗せる仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は、時期は特定できないが申立期間の一部期間にA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記同僚 11 名のうち、他の 10 名については、申立人を A 社に採用したとする 1 名は既に死亡し、7 名は所在不明であり、連絡が取れた 2 名は申立人を記憶していないため、申立人の同社における勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

また、前回調査した同僚 2 名について再度照会したが、2 名とも「申立人は、A 社に 2 か月又は 3 か月勤務していたが、2 か月又は 3 か月のどちらかであるか思い出すことはできず、時期も特定できない。」旨供述しており、申立人の同社における勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間である昭和 30 年代に厚生年金保険の加入記録がある 10 名に照会したが、申立人を記憶している者がおらず、申立人の勤務期間及び保険料控除を確認することができない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 17 日から 55 年 2 月 20 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったCセンターの登録原簿によれば、申立人のA社における乗務員証の交付日は昭和 53 年 5 月 17 日、返納日は 55 年 2 月 26 日であることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「当時の資料が全く保存されておらず、申立人の在籍が確認できない上、申立人の申立期間に係る事業主の届出・保険料納付等については、不明である。」旨供述している。

そこで、A社に係る複数の営業所の事業所別被保険者名簿から複数の元同僚及び元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、A社の元従業員は、「当時、乗務員が不足していたこともあり、Cセンターに乗務員の届出は行ったものの不定期に出社する従業員が多数おり、そのような従業員は、社会保険には加入させていなかった。」旨供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社D営業所に勤務していたと供述しているが、同営業所は、昭和 45 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったものの、46 年 9 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、A社の元従業員による、「適用事業所となっていない営業所の従業員については、近隣の適用事業所の所属として届出を行っていた。」旨の供述から、当時、A社が厚生年金保険の適用事業所として届出を行っていた

全営業所（5か所）に係る申立期間当時の事業所別被保険者名簿について調査を行ったが、申立人の氏名を確認することはできず、また、当該被保険者名簿において厚年整理番号に欠番は無いことが確認できる。

なお、申立期間当時、A社が加入していたE厚生年金基金の担当者は、「申立人のA社における厚生年金基金の加入員記録は確認できない。」旨供述していることから、申立人が申立期間当時、厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。